

世田谷区内の事業所の皆様へ



- ※ 玉川法人会では、区内の事業者の皆様へ「地球温暖化対策報告書」の提出を呼びかけています。
- ※ この報告書、東京都条例に基づく制度で、各事業所が平成30年4月から平成31年3月までの1年間に使用した電気・ガス・水道・灯油の量(料金ではなく使用量)を調べて報告書に記載し、東京都へ提出することでエネルギーの使用状況や温暖化対策の実施状況を把握できます。
- ※ 報告書の提出にあたり書類作成を法人会がお手伝いさせていただきます。
- ※ このご案内の裏面をコピーし、必要事項をご記入の上、玉川法人会事務局まで、FAXまたは郵送にてお送り下さい。

FAX番号 03-3707-4992
送り先 〒158-0094
世田谷区玉川2-1-15
(公社)玉川法人会 宛

《 締 切 》

令和 元年8月30日(金) 法人会到着分

エネルギーの使用量につきましては、各請求書、検針票等でお調べできます。その他に下記の各事業所(お手元に請求書等をお持ちになり)電話にてお問合せ頂ければ、1年分の確認ができます。

電気：東京電力(株) 東京カスタマーセンター(第一)
電話 0120-995-002(フリーダイヤル)
電話 03-6374-8936

ガス：東京ガス お客さまセンター(都市ガス)
電話 0570-002211(ナビダイヤル)
電話 03-3603-0361

水道：水道局 お客さまセンター
電話 03-5326-1101

※ 自動車の燃料として使用したガソリン、軽油は報告対象外です

地球温暖化対策報告書 を提出してみませんか？

書類作りを法人会がお手伝い致します！

このようなメリットもあります！

中小企業向け省エネ促進税制

- 都内中小規模事業所において、省エネルギー設備等を取得した場合に、事業税(法人事業税・個人事業税)を減免制度があります。

【制度概要】

- 対象者
「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者
※ 資本金1億円以下の法人、個人事業者
 - 対象設備
 - ① 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所で取得した設備
 - ② 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で環境局が導入推奨機器として指定した設備
 - 空調設備(エアコン・ガスヒートポンプ式冷暖房機)
 - 照明設備(蛍光灯照明器具・LED照明器具・LED誘導灯器具)
※ H25.7.1 より対象設備追加
 - 小型ボイラー設備
 - 再生可能エネルギー設備
(太陽光発電システム・太陽熱利用システム)
- ※ 指定された機器の形式番号は、環境庁ホームページで公表しています。

- 減免額
設備の取得価格(上限1,000万円)の1/2を取得事業年度の事業税額から減免します
※ 減免を受ける事業年度の事業税額の2分の1を限度とします
※ 減免しきれなかった額は、翌年度の事業税額から減免可

- 対象期間
(法人) 平成22年3月31日から令和3年3月30日までに終了する各事業年度
(個人) 平成22年1月1日から令和2年12月31日まで

申込・問合せ

・ 事業税の減免に関すること

(法人)	東京都主税局 課税部 法人課税指導課	TEL	03-5388-2963
(個人)	東京都主税局 課税部 課税指導課 個人事業税係	TEL	03-5388-2969
(所管)	東京都世田谷都税事務所 事業税課	TEL	03-

URL:<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

・ 導入推奨機器に関すること

クール・ネット東京 ヘルプデスク TEL 03-5990-5091

URL:http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/eco_energy/index.html